

新型コロナウイルス感染症への対応方針について

(第9報 R2.4.27現在)

現在、新型コロナウイルス感染症について、全国すべての都道府県に対し、法に基づく「緊急事態宣言」が出されています。中でも岐阜県は、特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要がある「特別警戒都道府県」に指定されています。

人の流れを止めること、人と適正な距離を保つことなどが一層求められています。

緊急事態宣言が全国に出された背景には、大型連休を迎えるにあたって、旅行や帰省などに起因する感染を防ぐ狙いがあります。皆さんと、そして皆さんの大切な人の命を守るため、今年の連休の往来はお控えください。

この危機的状況を打開するため、今しばらくの間、不要不急の外出を自粛していただきますようお願いいたします。

感染症の拡大が続いている現状から、さらなる対策が必要と判断し、小中学校、保育園等の臨時休業期間を5月31日まで延長することとしましたのでお知らせします。

■町内小中学校について

町内の小中学校は5月6日(水)までの臨時休校を5月31日(日)まで延長します。

この期間、学校は、

- ①家庭訪問（電話も含む）など、教師の対面による指導
- ②教育相談日や登校日（強制ではありません）の設定など、教師の対面による指導
- ③ICT等を活用した、対面にならない学習・生活指導　　を行います。

詳しくは学校から各家庭に連絡します。

中学校の部活動は5月31日(日)まで禁止です。

■町民会館・その他施設の対応について

◎町民会館・各地区ふれあいセンター

町民会館、各地区ふれあいセンター等の利用について、サークル活動や各種団体の会議等の開催は、5月31日まで禁止とします。

◎楽集館

5月6日までの臨時休館を5月31日まで延長します。

ただし、午前9時から午後5時までの間、事前予約本のお渡しと電話予約による貸し出しサービスのみ行います。

◎林業センター

林業センターの利用についても、各種団体の会議等の開催は、5月31日まで自粛をお願いいたします。

■子どものスポーツ活動について

スポーツ少年団・スポーツリンク活動は、5月31日まで活動を実施しないこととします。

なお、個人的に学校の運動場などを使って運動することを禁止するものではありませんが、一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いいたします。

また、遊具等を利用した場合は、必ず十分な手洗いを行ってください。

■大人のスポーツ活動について

感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場면을回避するため、5月31日まで、屋内の社会体育施設・学校開放施設の使用を禁止します。

なお、個人が屋外施設（学校運動場等）で行う活動は制限しませんが、一度に大人数が集まって密集・密接することのないよう配慮をお願いいたします。

また、器具等を利用した場合は、必ず十分な手洗いを行ってください。

■保育園・子育て支援センターの対応について

◎保育園

5月31日まで原則休園とします。

◎子育て支援センター

5月31日まで休所とします。

◎こども発達支援教室 おひさま

5月31日まで休室とします。

■小学校臨時休業に関わる学童保育について

5月31日まで原則休所とします。

【町の関わる施設等の休業状況について】

■白川口駅売店

4月11日～5月6日まで休業

■道の駅「美濃白川」

4月25日～5月6日まで

売店・レストラン・屋台・温泉 休業

※お弁当の予約注文は受け付けています。

■クオーレふれあいの里（さかなワクワク公園）

4月20日～5月6日まで

キャンプ場・コテージ 休業

4月18日～5月6日まで

ワクワク公園レストラン休業

※お弁当の予約注文は受け付けています。

■ふるさと体験村

4月18日～5月6日まで 休業

■よいいち美濃白川（野菜村チャオ・てまひまの店を含む全店舗）

4月29日～5月6日まで 休業

■佐見とうふ まめの力 カフェ ソイア

5月6日まで 休業

一人一人の自覚を持った行動が、大切な人の命を守ることにつながります。
感染の広がりを抑えるために、今まで以上に不要不急の外出を控えてください。